

「対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」の進捗状況（2017 年度末時点）

項目	2017 年度の実施	2018 年度以降実施予定の実施	担当省庁
1. 法人設立・登記関係			
(1) 出資金の払込証明			法務省
○ 平成 29 年 3 月 17 日付け法務省民事局長通達により、払込証明のために利用できる銀行口座の名義について、設立後の法人の取締役となる者でもよいこととするとともに、発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していない場合には、これらの者以外の者であっても口座名義人として認められることとした。	(対応済み)	—	
○ 会社法で認められる出資金の払込取扱機関の範囲について、邦銀の国内支店、外国銀行の国内支店以外に、邦銀の海外支店が含まれることを、平成 28 年 12 月 20 日付け法務省民事局長通達により明確化し、関係者への周知を行った。また、金融庁においては、平成 28 年 10 月から、世界各地で拠点を展開する邦銀（いわゆるメガバンク 3 行）に	(対応済み)	—	法務省 金融庁

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
対して態勢の整備を要請し、各行において態勢の整備が行われた。各行の相談窓口については、平成 29 年 3 月に、JETRO のウェブサイトにも掲載された。			
(2) サイン証明 平成 28 年 6 月 28 日付けで法務省民事局長通達を发出し、サイン証明書の取得において、現実的な不都合がないよう、取組を進めている。具体的には、法人設立等の手続におけるサイン証明書の取得について、本人の居住国（居住国における国籍国の領事等）等の第三国における国籍国の官憲によることも可能であるとした。また、国籍国の法制上の理由等の真にやむを得ない事情から国籍国官憲の発行するサイン証明書を得ることができない場合についての救済措置として、日本の公証人又は居住国の官憲の作成した署名証明書が許容されるなどの運用を行うことを明記した。	(対応済み)	—	法務省
平成 29 年 2 月 10 日付け法務省民事局	(対応済み)	—	法務省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
長通達により、上記通達を改正し、外国人が来日した際に、法人設立等に必要なサイン証明書を取得できるよう、国籍国や居住国においてサイン証明書の取得が可能であっても、日本における国籍国の領事がサイン証明書を発行していない場合には、日本の公証人によるサイン証明書でよいこととした。あわせて、日本の公証人又は居住国の官憲の作成したサイン証明書が許容される場合について、同日付けの通知により、事例を明示した。			
(3) 会社設立に関する通達の情報発信 Ø 平成 28 年 9 月 28 日に、法務省ウェブサイトにおいて、「商業・法人登記関係の主な通達等」のページを新たに立ち上げ、平成 18 年の会社法施行以降の主な関係通達の全文の掲載を行った。	(対応済み) Ø 法務省ウェブサイトにおいて公開している「外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について」の英語版のページ（http://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_minji06_00004.html）を作成、公開した（平成 29 年 8 月 7 日）。また、同日付けで「商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書面の翻訳について」（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_0010	—	法務省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
Ø 平成 29 年 3 月 21 日に、法務省ウェブサイトにおいて「外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について」のページ を新たに作成し、外国人の方が日本において会社を設立する場合や、会社・法人の役員が海外に居住している場合等の登記手続における取扱いを分かりやすく説明するようにした。	2.html) に、英語を併記し、公開した。 (対応済み)	—	法務省
(4) 登記申請書類の翻訳 Ø 定款認証や内国の株式会社の登記、外国会社の登記等に係る提出書類の日本語への翻訳を省略することができる例を明確化し、平成 29 年 1 月 25 日付で、法務省ウェブサイトに掲載した。具体的には、外国会社の株主総会議事録や取締役会議事録のうち日本における登記とは関係のない事項や、外国における登記事項証明書等のうち日本における登記と関係のない部分、各種証明書のうち登記の内容や証明の対象とは関係のない部分等を例として記載した。	(対応済み)	—	法務省
(5) 割サイン手続			法務省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
Ø 外国企業や海外在住者が発起人となる場合の定款認証手続等において、割サインによらない対応として、各ページの余白部分に署名をする又はイニシャルを自署する方法が可能であることを明確化し、法務省ウェブサイトに掲載した。	(対応済み)	—	
(6) 法人設立後の銀行口座開設 Ø 金融庁において、メガバンク 3 行に対し、外国企業が設立した内国法人や支店の銀行口座の開設が円滑に進められるよう、対応できる支店等の集約、情報の共有、事務取扱の徹底等の態勢を早急に整備することについて要請を行った。金融庁からの要請を受け、3 行は態勢を整備し、相談窓口を明確化しており、各行の窓口情報は、平成 29 年 3 月に、JETRO のウェブサイトにも掲載された。	(対応済み)	—	金融庁
2. 在留資格			
(1) 手続の負担 Ø 在留資格に関する手続のオンライン化を平成 30 年度より開始すべく、平成 29	Ø 在留資格手続の円滑化・迅速化を図るため、平成 29 年度に対象とする手続の範囲等オンライ	Ø オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について、平成 30 年度中にオンライン	法務省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
年前半を目途に対象とする手続の範囲等オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討した上で、所要の準備を進める。 Ø 申請者が手続に要する期間の見通しを立てる参考となるよう、手続期間の実績データの公表を平成 29 年度早期に開始するとともに、在留資格に関する手続のオンライン化の検討に併せて、オンライン申請案件の進捗状況（申請受付、審査中、結果通知済等）をオンライン上で確認できる仕組みの導入について検討する。	ン手続の全体像等を検討し、平成 30 年度からオンライン申請手続の一部を開始することとした。 Ø 平成29年度から、四半期ごとの全国の地方入国管理局における在留審査の処理期間の平均日数の公表を開始した。 また、オンライン申請の進捗状況をオンライン上で確認できる仕組みの導入について検討した。	を利用する所属機関からの受付けを開始するなどの運用開始に向けた具体的な準備を進める。（平成 30 年度予算額 130 百万円） Ø 平成30年度においても引き続き実施予定。また、オンライン申請案件の進捗状況をオンライン上で確認できる仕組みの導入について、引き続き検討を行い、所要の準備を進める。	法務省
(2) 高度外国人材 Ø 高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の 5 年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を平成 29 年 4 月に創設する。具体的には、高度人材ポイント制により 80 点以上を有する高度外国人材は 1 年以上の在留で、70 点以上を有する高度外国人材は 3 年以上の在留で永住許可を受けることができるよ	（対応済み） Ø 平成29年 4 月に関係ガイドラインを改正し、「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設した。	—	法務省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
うにする。 ○ 高度外国人材については、配偶者のフルタイム就労や家事使用人の受入れが認められているところであるが、高度人材ポイント制について、成長分野（ＩＴ等）において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材やトップ大学卒業者に対する加算等、評価項目の追加を平成 29 年 4 月から実施し、高度外国人材の受入れを促進する。	（対応済み） ○ 平成 29 年 4 月に法務省令及び法務省告示（※）を改正し、将来において成長発展が期待される分野（ＩＴ等）の先端的な事業に従事する人材、高額投資家、トップ大学卒業者等に対する加算等、評価項目を追加した。 （※）出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件 http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=426M60000010037&openerCode=1 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/pdf/h29_07_tokubetsu-kasan.pdf	—	法務省
○ 高度外国人材が、我が国への入国後に、本国に残った家族の家事に従事してい	（対応済み） ○ 平成 29 年 12 月に法務省告示（※）を改正し、	—	法務省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
る等の家事使用人を我が国に呼び寄せたいというニーズに対応するため、高度外国人材の帯同する家事使用人の受入れ要件の見直しについて検討を行い、平成 29 年秋を目途に所要の措置を講じる。 Ø 外国人研究者・技術者等が、出張で来日する際の在留資格の取得に当たって、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る「本邦の公私の機関との契約」の解釈など、必要な情報を平成 29 年夏を目途に周知する。	高度外国人材の帯同する家事使用人の受入れに関し、高度外国人材と同時に本邦へ入国するとの要件を撤廃。 (※) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_hourei_h02.html (対応済み) Ø 平成 29 年 9 月に就労可能な在留資格を申請する場合の「本邦の公私の機関との契約」の解釈を周知 http://www.moj.go.jp/content/001180463.pdf	—	法務省
3. 行政手続のワンストップ化（東京開業ワンストップセンター）			
Ø 東京開業ワンストップセンターにおいて、平成 28 年 12 月 22 日より、申請の窓口で 8 種類全ての手続について、書類作成のアドバイスも受けつつ、受付まで行うことを可能とした。 Ø あわせて、同日より、登記、税務、年金等の 6 事務について電子申請を行うことができるように申請用パソコンや I	(対応済み) (対応済み)	—	内閣府（地方創生推進事務局）等 内閣府（地方創生推進事務局）等

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
Cカードリーダーライタ等の環境を整備するとともに、電子申請をサポートする体制を整備した。 ○ 平成 28 年 12 月 22 日より、東京開業ワンストップセンターで申請を受け付ける在留資格の対象に「技術・人文知識・国際業務」を追加した。 ○ センターで在留資格関係の申請をできる法人の範囲を、平成 28 年 12 月 22 日より、これまでの法人設立後 6 か月以内から 1 年以内のものまで拡大したところであるが、さらに、平成 29 年 4 月を目途に法人設立後 3 年以内のものまで、平成 30 年 4 月を目途に法人設立後 5 年以内のものまで拡大する。	(対応済み) ○ 平成 29 年 5 月 1 日より、東京開業ワンストップセンターで在留資格関係の申請をできる法人の範囲を、法人設立後 3 年以内のものまで拡大した。	— ○ 平成 30 年度は更に拡大を図り、平成 30 年 4 月 2 日より法人設立後 5 年以内のものまで拡大する。	内閣府（地方創生推進事務局）等 内閣府（地方創生推進事務局）等
4. 外国語での情報発信・外国企業へのコンサルテーションの充実			
○ 事業活動と生活に関するニーズの高い情報について、各省庁が外国語での発信を強化する。 <取組例> ○ 外国企業等による利用が見込まれる主要な通知書等の情報を英語で作成し、ウェブサイトに掲載した（主要な申告	(対応済み) ○ 平成 29 年 6 月 29 日に、法人税の概要について英語情報を、国税庁ホームページへ掲載。	—	財務省（国税庁）

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
に関連する情報については平成 29 年 6 月に掲載予定。)。また、e-Tax の主な操作マニュアルを英語で作成し、平成 29 年 5 月を目途にウェブサイトに掲載する。 Ø 社会保険等の手引きを英語で作成し、ウェブサイトに掲載した。 Ø 内閣府のウェブサイト「INVEST JAPAN」を改修し、利便性を高めた。 Ø 各省庁の対日直接投資総合案内窓口のウェブサイトを英語化する。	http://www.nta.go.jp/english/taxes/corporation/index.htm Ø 平成 29 年 5 月 31 日に、e-Tax の主な操作マニュアルの英語情報を、先行して e-Tax ホームページへ掲載。 http://www.e-tax.nta.go.jp/en/manual/index.htm Ø 平成 30 年 3 月 2 日に、e-Tax の主な操作マニュアル以外の説明についても、英語情報を e-Tax ホームページへ掲載。 http://www.e-tax.nta.go.jp/en/index.html ※外国企業等による利用が見込まれる主要な通知書等の英語情報については、平成 29 年 3 月 3 日に、国税庁ホームページへ掲載済。 http://www.nta.go.jp/english/taxes/main_notifications/index.htm (対応済み) (対応済み) Ø 環境省において、対日直接投資総合案内窓口のウェブサイトを英語化した。	— — Ø 文部科学省及び農林水産省においては、2018 年度中に、対日直接投資総合案内窓口のウェブサイトの英語化に対応予定。	厚生労働省 内閣府 各省庁

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
Ø 高度外国人材の受入れに向け、日本語と教科の統合指導（J S L カリキュラム）の実施加速をはじめとした外国人の子供の教育環境の充実等改善されている生活環境、極めてオープンとなった高度外国人材に係る入管制度等について、ハイレベルを含め、在外公館・J E T R O 等と連携しながら国内外に向けて徹底的に P R していく。 Ø 海外金融事業者による日本拠点開設の動きを促進するため、平成 29 年 4 月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設し、金融法令の手続等に関する相談の受付を開始したほか、東京都と連携し、法人登記など金融法令以外 Ø J E T R O は、各省庁の協力を得つつ、規制・行政手続や外国語に関するニーズを収集・集約・分析する機能を高めるとともに、対日投資相談ホットラインの仕組みを活用し、積極的に各省庁に要望や提案を行う。各省庁は誠実に対	Ø 高度外国人材に対し、日本の生活環境や就労環境、在留管理制度などの情報を周知するため、平成 29 年 6 月に情報ポータルサイト「Open for Professionals」を開設した。 http://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/professionals/index.html （対応済み） Ø 平成 29 年 4 月、資産運用業者等の海外の金融事業者を対象に、日本進出に係る金融法令の手続き等に関する相談窓口「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設。東京都とも連携し、英国の資産運用業者の業登録を完了させた。 https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html （対応済み） Ø J E T R O の誘致担当者約 100 名が「外国企業パーソナルアドバイザー」として、1,042 社の外国・外資系企業のニーズを積極的に聞き取り、規制・行政手続、日本市場動向、生活面も含めた日本拠点の立ち上げ・運営に関する相談案件	Ø 引き続き、在外公館・J E T R O 等と連携しながら、日本の生活環境や就労環境、在留管理制度などの情報を国内外に幅広く発信する。 Ø 平成 30 年度に整備予定の日本語と教科との統合指導等先進地域での日本語指導の実践を集約・普及するポータルサイトについて、海外からのアクセスにも対応できるようにするなどの抜本的強化を行う予定。 — Ø 引き続き、外国・外資系企業の課題解決に向けたきめ細かなサポートを提供する。	経 済 産 業 省、 文 部 科 学 省、 法 務 省、 外 務 省 等 金融庁 各省庁

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
応・回答する。 Ø JETROのウェブサイト各省庁の外国語情報に関するポータルサイトとした Ø 同ポータルサイトについて、情報の拡充・更新が円滑に進むための体制を整備し、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を継続的に図る。	をサポート。JETRO が受けた相談のうち、規制・行政手続に関する 22 件について、対日投資相談ホットラインを通じて各省庁に照会するとともに、改善要望に繋がる事案を検討・協議した。 (対応済み) (対応済み) Ø 外国企業からのニーズが高い 6 分野（環境・エネルギー、ライフサイエンス、観光、サービス、ICT、製造・インフラ）のマーケットレポート及び日本での会社設立・運営に必要な登記、査証、税務、人事・労務についてまとめたハンドブックを、各省庁の協力を得て作成・更新し、JETRO のウェブサイトに掲載した。 <英語> https://www.jetro.go.jp/en/invest/attract.html https://www.jetro.go.jp/en/invest/setting_up.html <日本語> https://www.jetro.go.jp/invest/reference.html https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up.html Ø JETRO のウェブサイトに掲載している生活関	— Ø 引き続き、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を継続的に図る。	経済産業省 経済産業省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	連情報ページ「Living in Japan」のリンクを拡充し、日本に住む外国人ビジネスパーソンから見た日本の生活環境の魅力などを掲載。 https://www.jetro.go.jp/invest/newsroom/2017/4f27ce858567ae95.html https://www.jetro.go.jp/en/invest/living.html		
5. 輸入			
(1) 統計品目番号 (HS コード等) Ø 平成 29 年度関税改正において、がん具に係る国内細分の統合を行った。また、衣類に係る国内細分のうち関税率の違いに基づく分類の必要がなく統計把握の必要性の低い国内細分の統廃合について、Tシャツに係る改正を平成 29 年度に実施した（平成 29 年 2 月 28 日財務省告示第 51 号、平成 29 年 4 月 1 日施行）。Tシャツ以外の衣類の国内細分の統廃合について平成 30 年度の実施に向けて検討を行うとともに、衣類以外についても、関係省庁において、削減のための取組を進めていく。 Ø 品目分類の協議に当たり、英語の資料について必要以上の日本語情報の提供	(対応済み) Ø 平成 30 年度関税改正において、Tシャツ以外の衣類及び化粧品の国内細分の統廃合を行った（関税定率法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 8 号）、平成 30 年 4 月 1 日施行）。 (対応済み)	— —	財務省等 財務省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
を求めることや不要な質問等により事業者に過度な負担をかけることがないよう引き続き徹底する。平成 29 年 1 及び 2 月に開催した各税関担当者を集めた会議において、関税局から指示を行ったところであり、今後も、定期的に注意喚起を行い、徹底を図る。 Ø 税関ウェブサイト上で公表している実行関税率表等（日本語版及び英語版）において、統計品目番号等ごとに対象となる他法令手続や所管省庁等を確認できるよう、平成 29 年 3 月 31 日に、他法令手続の欄を追加し、各所管省庁のウェブサイトを表示するリンクを設定した実行関税率表等（日本語版）を掲載した。4 月中を目途に、英語版も掲載する。 Ø 品目分類に関する事前教示回答事例を参照するユーザーの利便性向上を図る観点から、ウェブサイト上の事前教示回答例において、事業者の理解が得られた場合等に、事前教示照会物品の写真の掲載を行うこととし、平成 29 年 3	（対応済み） Ø 平成 29 年 4 月に、他法令手続欄の追加及び各所管省庁のウェブサイトを表示するリンクの設定を行った実行関税率表等（英語版）の掲載を行った。 <英語> http://www.customs.go.jp/english/tariff/index.htm <日本語> http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm （対応済み）	— —	財務省 財務省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
月から掲載を開始した。			
(2) 日本工業規格 (JIS) ○ 国際規格の発行後速やかに J I S を改定できるよう、日本工業標準調査会の規格審議案ガイドラインを平成 29 年 3 月に改定し、国際標準に対応した J I S を制定する場合には、これまでは国際標準の制定目前でなければ J I S 原案作成委員会における検討ができないとされていたが、国際規格の検討の段階から J I S 原案を作成できるようにした。 ○ 電気用品安全法に引用される可能性の高いものについては、国際会議において規格制定・改定の議論が開始された段階で、業界団体等に周知し、会議への参画を促すとともに、必要に応じ、早期の段階から J I S に関する検討の着手を促進する。 ○ 平成 29 年度から、日本工業標準調査会の分野別専門委員会での審議を省略で	(対応済み) (対応済み) ○ 国際規格のうち、電気用品安全法に引用される可能性の高い J I S については、業界団体等から委員を集めた委員会を開催し、その対応国際規格の現況を含め調査し、業界団体が早期に J I S の検討に着手できる環境を整備した。 (対応済み) ○ 日本工業標準調査会において、制定している規	— — —	経済産業省 経済産業省 経済産業省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
きる特定標準化機関制度の活用強化等により、J I S 審議・制定にかかる時間を短縮できるようにした。 Ø 洗濯表示に関する J I S を国際整合化した後、この J I S になった記号を用いるよう義務付けている繊維製品品質表示規程を改正し、平成 28 年 12 月 1 日から施行した。	格審議ガイドラインや特定標準化機関制度実施要領を見直す等、特定標準化機関制度をより活用しやすい環境に整備し、J I S 審議・制定にかかる時間を短縮できる体制を強化した。その結果、一団体が新たな枠組みで特定標準化機関の確認を受け、より迅速に J I S 審議・制定ができるようになった。 (対応済み)	—	経済産業省 消費者庁
(3) 食品衛生法の規制・手続 Ø 食器等の規格基準についてのポジティブリスト制度の導入に向けて、「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」において、食器等の安全性を高めるための具体的な仕組みについて検討を行い、平成 29 年 3 月 17 日に取りまとめ案を作成し、パブリックコメントを行った。今後は、提出された意見等を踏まえ、5 月中を目途に最終的な取りまとめを行うとともに、引き続き、諸外国	Ø 「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」の取りまとめ案について、平成 29 年 3 月から 4 月にかけてパブリックコメントを募集し、提出された意見等を踏まえ、5 月に開催した第 8 回会合において修正した取りまとめ案を提示し、6 月にポジティブリスト制度導入等の提言を内容とする取りまとめを公表した (http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin.html?tid=373979)。 その後、制度導入に当たっての技術的事項	Ø 国会において、ポジティブリスト制度導入を含む法案の審議をお願いするとともに、引き続き「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」において、ポジティブリスト制度の技術的事項の検討を進める予定としている。	厚生労働省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
の取組も踏まえ、輸出入の共通のルールとして活用できるよう国際的な整合性も図りながら、ポジティブリスト制度導入に向けた更なる検討を進める。 ○ 食品衛生法に基づく食器等の検査に必要となるサンプル数の目安や試験成績書に最低限記載すべき事項・留意点などについて、各検疫所における取扱いの実態を改めて確認することなどにより必要な情報を整理した上で、平成 29 年 4 月中を目途に厚生労働省ウェブサイト等で情報提供を行う。	の検討を目的として、9 月に「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」を設置し、ポジティブリスト制度の対象となる材質等について検討した（http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin.html?tid=479899）。 また、9 月から 11 月にかけて「食品衛生法改正懇談会」を計 5 回開催し、11 月に公表した取りまとめを踏まえ、平成 30 年 3 月に食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の導入を盛り込んだ「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を第 196 回国会（常会）に提出した。 （対応済み） ○ 平成 29 年 4 月付けで厚生労働省HPにおいて、「器具・容器包装の規格基準等における試験に必要な試料の重量及び表面積の目安」を公表した。 （http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/kiguyouki170428.pdf） 平成 29 年 5 月付けで厚生労働省HPにおいて、「外国公的検査機関の試験成績書について最低限記載	—	厚生労働省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	されていることが望ましい事項について」を公表した。 (http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/gaikokuseisekisho170428.pdf)		
6. その他			
(1) 建設業許可の要件 Ø 平成 27 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画において、建設業許可基準の見直しに関し、次のように措置することとしている。 ① 5 年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討する。【平成 27 年度検討開始、28 年度結論・措置】	(対応済み) Ø 「建設業法第 7 条第 1 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和 47 年建設省告示第 351 号）」、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」を平成 29 年 6 月 26 日に改正し、同等の能力を有する者の要件の経験年数に関して、現行では認められない低い職制上の地位での経験を経験年数として認めるとともに、他業種等の経験年数を 7 年から 6 年に短縮した。（平成 29 年 6 月 30 日	①：－	国土交通省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
②建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。【27 年度検討開始】 ①については、同等の能力を有する者の要件の経験年数に関して、現行では認められない低い職制上の地位での経験を経験年数として認めるとともに、他業種等の経験年数を7年から6年に短縮する等の措置について、平成29年6月の施行に向けて検討している。②については、引き続き建設産業政策会議において検討する。	より施行) ○ 建設産業の将来展望や建設業関連制度の基本的な枠組みを検討するために平成28年10月に設置された建設産業政策会議において建設業許可制度のあり方等について議論がなされ、平成29年7月4日にとりまとめられた「建設産業政策2017+10」において、経營業務管理責任者といった建設生産システムにおける各プレイヤーの定義・役割を明確化することとされた。	②：本とりまとめを踏まえ、建設業の適切な経営を担保する観点から、建設業の許可基準のあり方について引き続き検討を行っていく。	
(2) 国外にわたる職業紹介事業に関する申請書類の翻訳 ○ 事業者の負担をできる限り軽減する観点から、各労働局に提出する書類について、「職業紹介事業の業務運営要領」を改正し、相手先国において職業紹介	(対応済み)	—	厚生労働省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
の実施が認められていることが確認できる部分及び当該部分の日本語訳のみを添付すれば足りることとし、平成 29 年 1 月 30 日より適用するとともに、各労働局における取扱いの徹底を図った。			
(3) 未承認医療機器の展示 Ø 未承認医療機器の展示会等への出展の可否について、平成 28 年度に、医療機器関係団体から運用における不明点等を確認するとともに、ルールの特明確化や周知方法について検討した。今後、医療機器関係団体から聴取した確認事項を踏まえ、パブリックコメント手続を経た上で、平成 29 年 6 月中を目途に未承認医療機器の展示に関するルールの明確化等を行うための通知を発出する。	(対応済み) Ø 平成 29 年 6 月 9 日付けで「未承認医療機器の展示会等への出展について」(薬生発 0609 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)を各地方厚生局宛てに発出。	—	厚生労働省